

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	くすのき広域連合 介護保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

くすのき広域連合は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

くすのき広域連合長

公表日

令和2年10月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、要介護・要支援認定及び保険給付、保険料の賦課・徴収及び減免を行う事務</p> <p>①被保険者に係る届出の受理及び届出に係る事実確認に関する事務 ②被保険者証又は認定証に関する事務 ③要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分変更認定、又は介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請受理、申請に係る事実確認及び申請に対する通知に関する事務 ④要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分変更認定、又は介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請受理、申請に係る事実確認及び申請に対する通知に関する事務 ⑤介護給付、予防給付、総合事業に係る給付又は市町村特別給付の支給に関する事務 ⑥保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ⑦保険給付の支払の一時差止に関する事務 ⑧保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ⑨保険料の賦課・徴収及び減免に関する事務 ⑩調整交付金の算定に関する事務</p>
③システムの名称	介護保険システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム、国保連合会伝送通信ソフト
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項 別表第一 項番68 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の根拠 番号法 第19条第7号 別表第二 項番1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、120 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 ・情報照会の根拠 番号法 第19条第7号 別表第二 項番93、94 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	くすのき広域連合 総務課
②所属長の役職名	総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	くすのき広域連合 総務課 〒570-0033 大阪府守口市大宮通1丁目13番7号 電話06-6995-1516
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	くすのき広域連合 総務課 〒570-0033 大阪府守口市大宮通1丁目13番7号 電話06-6995-1516

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月1日	I-1 システムの名称	右のシステムを追加	国保連合会伝送通信ソフト	事前	
平成28年12月1日	I-3法令上の根拠	右の条項を追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	事前	
平成28年12月1日	I-4-②法令上の根拠	<p>情報提供の根拠 番号法 第19条第7号 別表第二 項番1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、120</p> <p>情報照会の根拠 番号法 第19条第7号 別表第二 項番93、94</p>	<p>・情報提供の根拠 番号法 第19条第7号 別表第二 項番1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、120 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、10、19、25、30、32、33、43、44、47、49、55条</p> <p>・情報照会の根拠 番号法 第19条第7号 別表第二 項番93、94 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46、47条</p>	事前	
平成28年12月1日	I-5-②所属	総務課長 大兼 伸央	総務課長 西田 清太郎	事後	
平成28年12月1日	II-1いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年12月1日	II-2いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年12月1日	I-1-②事務の概要	「⑤介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務」に事務を追加し右のように変更	⑤介護給付、予防給付、総合事業に係る給付又は市町村特別給付の支給に関する事務	事後	重要な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	I-4-②法令上の根拠	<p>・情報提供の根拠 番号法 第19条第7号 別表第二 項番1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、120 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、6、7、10、19、25、30、32、33、43、44、47、49、55条</p> <p>・情報照会の根拠 番号法 第19条第7号 別表第二 項番93、94 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46、47条</p>	<p>・情報提供の根拠 番号法 第19条第7号 別表第二 項番1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、120 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</p> <p>・情報照会の根拠 番号法 第19条第7号 別表第二 項番93、94 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、第47条</p>	事後	番号法別表第二の改正にともなう追記であり、重要な変更にとならず、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年12月1日	II-1いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年12月1日	II-2いつ時点の計数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成31年1月4日	I-5-②所属長の役職名	指針改正による記載事項の変更	総務課長	事後	様式の変更によるもの
平成31年1月4日	II-1いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年1月4日	II-2いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年1月4日	IVリスク対策	指針改正による記載事項の変更	IVリスク対策の記載追加	事後	様式の変更によるもの
令和2年10月9日	II-1いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年10月9日	II-2いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	